

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730072

研究課題名(和文) 専門家法人制度の総合的研究：フランスの専門家会社制度の検討から示唆を得て

研究課題名(英文) Study of professional corporations in France

研究代表者

内田 千秋 (Uchida, Chiaki)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：40386529

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランスの専門家会社について検討するものである。専門家会社は、専門家(例えば、弁護士)が共同してその専門職業に従事するための法的形態であるが、フランスには、全ての専門職に共通する専門家会社法が二種類存在する(専門職民事会社法、自由業実施会社法)。専門職の中には(建築士、会計士等)、株式会社形態を用いることができるものもある。専門家にとって選択可能な組織はこの他にもたくさんある。日本では原則として一つの専門職が一つの法人制度を有するにすぎないので、フランスのこうした法制度を研究することには意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study examines French professional corporations. Professional corporation is a legal form for professionals(ex. lawyers) to work together. In France, there are the two types of professional corporation laws many professions can use. Some professions (ex. architects, accountants) can use a joint-stock corporation form. In addition, French professionals have many other structures to work in groupe. In Japan, a profession, in principle, has only one corporation form to work together, and it is meaningful to study this French legal system.

研究分野：商法、会社法、法人法

キーワード：専門家 プロフェッション 専門職法人 弁護士法人 監査法人 医療法人 フランス会社法 法人法

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する国内外の研究動向および位置付け

職業専門家の開業形態は、伝統的には個人開業が原則であったが、近年ではグループ化のニーズが高まっている。そのための制度として、医療法人をはじめ、監査法人、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、特許業務法人等の専門職法人制度が置かれている。

日本では、プロフェッション(専門職)それ自体または専門家責任に関しては多くの優れた研究が行われてきた。しかし、専門職法人制度については、個別の制度の研究にとどまり、専門職法人全般に関する総合的な研究は行われてこなかった。

一方、フランスでは20世紀前半から、専門家がグループ化するための手段として「会社(sociétés)」形態が用いられてきた(以下、「専門職会社」という)。そして、1966年には、専門職全般に共通する会社として専門職民事会社(sociétés civiles professionnelles: SCP)、1990年には自由業実施会社(sociétés d'exercice libéral: SEL)の制度が創設された。さらに、一部の専門職では、民法典に定める民事会社または商法典に定める商事会社(株式会社、有限会社、略式株式会社等)形態を用いることも認められている。このようにフランスの専門職会社法制は横断的かつ多様であり、民法学・商法学における一つの研究分野ともなっている。

(2) 着想に至った経緯

報告者は、本研究に携わる以前に、フランスの会計監査役の地位および民事責任に関する研究を行ってきた。会計監査役は、株式会社等の計算書類の法定監査を行う専門家である。この研究の一環として、会計監査役会社(日本の監査法人に相当する)に関する論文も公表した。そこで、会計監査役会社に関するこれまでの理解を前提に、研究対象を専門職会社法制全般に拡大することとした。

2. 研究の目的

本研究は、専門家が共同して専門職に従事するための組織形態について、フランスの法制度を横断的な視点から総合的に研究することを目的とするものである。本研究期間においては当初、総論としてフランスの専門職会社法制の全体像を明らかにし(課題1)、各論としてフランスの専門職会社の社員の責任(課題2)および異業種連携のための事業組織の可能性(課題3)を検討することを予定していた。

3. 研究の方法

本研究期間中は、参考文献リストを作成したうえで、文献を入手し精読した。具体的には以下の方法による。

(1) 前提研究

専門職会社法制一般

フランスの専門職会社法制に関する学術書(Gérard LYON-CAEN, *L'exercice en société des professions libérales en droit français*, Dalloz, 1975; Florence MAURY, *L'exercice sous la forme d'une société d'une profession libérale réglementée*, PUAM, 2000等)および実務書(Mémento pratique, *Professions libérales*, Francis Lefebvre等)を参照し、制度概要を把握した。

「自由業専門職」概念

日仏の専門家概念が必ずしも一致するわけではないので、フランスの「自由業専門職」(professions libérales、日本のいわゆる専門家〔プロフェッション〕に相当する)に関する学術書(Jean SAVATIER, *Profession libérale*, LGDJ, 1947等)・論文を精読した。

専門職会社の各制度

SCPおよびSEL制度創設の立法経緯について、当時の立法資料を調査した。これらの制度の詳細については、解説書・注釈文献(*Juris-Classeur*〔法律百科事典〕等)も参照した。

民事会社・商事会社一般

SCPおよびSELはそれぞれ民事会社・商事会社の特別法にあたるので、会社法に関する体系書(Maurice COZIAN, Alain VIANDIER et Florence DEBOISSY, *Droit des sociétés*, LexisNexis等)を参照した。

各専門職に認められる会社形態

各専門職がそれぞれ利用しうる会社形態に関し、各専門職に関する文献およびその会社形態に関する解説書・注釈文献等を参照した。

日本の制度

以上の点について、日本の文献をそれぞれ参照した。特に、日本の専門職・専門職法人に関する文献()に対応)、SCPおよびSELに関する先行文献()に対応)、フランス会社法に関する文献()に対応)等を確認した。

(2) 一本目の論文(SCP法について)

当初、フランスの専門職会社法制の全体像について一本の論文として公表する予定であった(課題1)。しかし、研究を進めていく過程で、SCPおよびSELその他の専門職会社の制度概要を整理するのみでは、フランスの制度の本質に迫ることはできないのではないかと考えるに至った。そこで、まずはSCPに焦点を当て、SCP法の近時の改正(2011年)も踏まえて論文を執筆することとした。

本論文の執筆にあたり、SCPに関する実務書・注釈文献、会社法の体系書、1966年の法律制定および1972年・1978年・1990年・2011年の改正に関する立法資料・解説文献、各種報告書(DARROIS報告書等)を参照し、その内容を整理した。

(3) 二本目の論文(専門職会社法制全般)

提出予定の大学紀要の刊行スケジュールの関係で、現在執筆中である。一本目の論文で SCP 制度を取り扱ったように、SEL 制度についても深く掘り下げて研究する必要があると感じているが、本研究期間のまとめとしては、フランスの専門職会社法制の現状を示すことにも意義がある。そこで、本論文では、専門職会社法制の歴史の変遷、各専門職会社の特徴、いくつかの自由業専門職（弁護士、医師、専門会計士、会計監査役、建築士）について許容されている会社形態、その利用状況の概要を述べることにした（課題 1）。なお、社員の責任（課題 2）および異業種連携（課題 3）に関しては、本研究期間中に独立した論文として公表できなかったが、本論文において必要な限りでこれらの点にも言及する。

本論文の執筆にあたり、フランスの専門職会社法制一般に関する学術書、SCP 法および SEL 法の制定・改正に関する立法資料・解説文献、会社法その他の団体に関する体系書、近時の自由業専門職に関する報告書、各専門職の会社形態に関する著書・注釈文献・雑誌論文、各職業団体のホームページその他統計等を参照した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

総論

フランス語の《profession》という用語は職業全般について用いられるため、日本でいう「専門職」や「プロフェッション」は、フランスの「自由業専門職（professions libérales）」にあたる。自由業専門職は、「法令上の規程に服しまたは資格名称の保護を受ける自由業専門職」（規制自由業専門職）とそうではない専門職（非規制自由業専門職）に分かれる。規制自由業専門職の場合、専門職業の実施方法および利用可能な組織形態（SCP、SEL、普通法上の商事会社等）について、法令上、定めが置かれている。

これらの自由業専門職は、フランスにおいて一つの産業分野を形成しており、昨今では新たな専門職種も登場し、自由業専門職に従事する者も増加している。それを受けて、2012 年には「自由業専門職」の定義も明文化された。自由業専門職は、法律専門職（弁護士、公証人等）、保健専門職（医師、看護師等）、技術専門職（専門会計士、会計監査役、建築士等）の三つに分類されることが多い。

一本目の論文（「フランスにおける専門職民事会社法の改正の意義」）

本論文では、SCP 法の特徴およびその問題点と、2011 年改正までの経緯を示したのち、同年改正の内容とその意義についてまとめている。

(a) SCP とその問題点

1966 年 11 月 29 日の法律（以下、「1966 年法律」と略す）は、規制自由業専門職の共同実施を会社目的とする SCP を創設した。同法律は一般的制度を定める「枠組法律

（loi-cadre）」であり、特定専門職に同法律が適用されるためには、当該専門職にコンセイユ・デタの議を経たデクレが公表される必要がある。法律専門職に関しては早くからこのデクレが公表されていたが、保健専門職・技術専門職に関するデクレの多くは、1970 年代後半になってようやく公表されている。SCP は民事会社であり法人格を有する。SCP の職業活動はその社員を介して行われるが、社員の職業行為の対価として支払われる報酬は会社が受領し、会社の収入となる。社員はそこから利益分配を受ける。

SCP には以下のような特色が見られるが、1966 年法律は民法典に定める会社・民事会社の普通法の適用を除外している。SCP の社員資格は、専門的能力を有し会社内で専門職に従事する自然人専門家に限定されている。最低資本金の定めはなく、労務出資も認められる。現物出資として「民事上の顧客（clientele civile）」を出資することも可能である。会社持分は資本出資に応じて配分されるが、労務出資者にも労務出資持分が割り当てられる。運営組織として社員総会と業務執行者が置かれるが、具体的には定款の定めに従う。社員総会では一人一議決権が原則である（デクレまたは定款に別段の定めがある場合をのぞく）。利益分配については、労務出資社員も含め平等分配が原則である（デクレまたは定款に別段の定めがある場合をのぞく）。会社持分の譲渡には社員の同意が必要である。会社持分の譲渡または会社に対する会社持分買取請求による退社が可能である。

1966 年法律には、社員の専門的能力・職業上の独立性の確保、顧客との人的関係の重視、社員間の人的要素の考慮の強化等の観点から強行法的規定が多く、同法律制定当初から SCP の使いにくさが指摘されていた。そのため、同法律は数次にわたり改正されている。2011 年の改正では、弁護士業界からの要望、および弁護士職・公証人職統合の是非について論じる DARROIS 報告書の提案に基づき、社名選択の自由化、社員の連帯責任の廃止、定款による会社持分の評価方法の決定が実現されている。

(b) 改正内容の検討

これまで、SCP の社名には社員の氏名を含めなければならなかった。2011 年改正は、社名選択の自由を認め、想像上の名称を掲げること、元社員の氏名を期間制限なく用いることも許容した。ここでは、現在の社員が誰であるかということよりも、事務所名の継続性が重視されている。

SCP の社員は 1996 年法律制定当初から、会社債務につき無限連帯責任を負うものと定められていた。民事会社の普通法では無限分割責任を負うにすぎないところ、本改正はその本則に戻り、SCP の社員の連帯責任を廃止した。SCP では、職業行為を行った社員が個人として無限責任を負い、それについて会社

も連帯責任を負う。この会社の損害賠償債務に対する他の社員の責任は、本改正により無限分割責任にとどまることになる。このようにして SCP の使いにくさの一つが解消された。

退社権の行使による会社持分買取請求等の場合に、会社持分の価格に争いが生じることがある。本改正は、定款をもって会社持分の評価方法を定めることを認めた。また、これまで会社持分評価において顧客の価額が考慮されていた。しかし、持分価額の償還は会社の財務状況に重大な影響を及ぼすこと、顧客が人に付く専門職（弁護士等）の場合に退社後の顧客の流出を事前に算定するのは困難であること等から、本改正は、定款の定めをもって会社持分評価から顧客の価額を除外することも許容した。

以上のように、本改正により SCP の問題点のいくつかは解決された。もっとも、かねてより主張されていた社員資格の拡大は、本改正では実現されなかった。社員間の人的要素の考慮が重視される人的会社である SCP において、非専門家社員が認められるかについては今後の検討課題といえる。

二本目の論文（「フランスにおける専門職会社法制の多様性（仮題）」）

本論文では、専門職会社法制の歴史の変遷について述べつつ、個々の専門職会社の特徴とその問題点を示す。そのうえで、代表的な専門職において認められている法的形態とその利用状況を明らかにする。

(a) 専門職会社法制の歴史の変遷

フランスでは、20 世紀初めごろから専門家のグループ化のニーズが生じた。当初は、専門職の実施に必要な手段（*moyens*）を共同化することを目的としていたが、その後、専門職の共同実施（*exercice*）を目的とする団体が登場した。

手段共同化を目的とするグループとして当初は、集団事務所契約（+ 共有）、非営利団体、民事会社、匿名会社、協同組合等の普通法上の制度が用いられていたが、それぞれ問題点が指摘されていた。また、特定の専門職に固有の組織形態もいくつか許容されていた（弁護士提携体、医師協同組合）。1966 年法律はこれらの問題を解決し、また自由業専門職一般にとって利用可能な法的形態として、手段民事会社（*sociétés civiles de moyens* : SCM）を新設した。

共同実施を目的とするグループとしては、当初、匿名組合、非営利団体、民事会社等の普通法上の制度が用いられていたが、専門会計士については、有限会社・株式会社形態での共同実施が許容されていた。1966 年法律により、民事会社の制度に基礎を置く SCP が創設された。規制自由業専門職一般を対象としているが、当該専門職に関するデクレが公表された場合に限り、SCP の利用が可能である。専門職によっては、普通法上の商事会社形態での共同実施が認められていたが（専門会計士、建築士、会計監査役等）、それを一般化

するため、1990 年 12 月 31 日の法律は商事会社（特に資本会社）の特別法として、SEL 制度を創設した。SEL は、民事目的の商事会社と位置づけられている。SEL には、SELARL（有限会社形態）・SELASU（有限責任一人企業形態）、SELAFA（株式会社形態）、SELCA（株合資会社形態）、SELAS（略式株式会社形態）がある。SEL 法は枠組みを定めるのみであり、各専門職に関するデクレがその適用条件を定める。同法律はまた、英米のパートナーシップをモデルに、法人格のない自由業専門職匿名会社（*sociétés en participation des professions libérales* : SPPL）制度も創設している。

個人開業の場合、個人事業主、EURL（有限責任個人事業主）一人会社として SELARL（有限責任一人企業形態の SEL）・SELAS（略式一人株式会社形態の SEL）、EURL（有限責任一人企業）・SASU（略式一人株式会社）形態をとることが可能である。

また、実施会社の株式・持分を保有することを目的として、2001 年に自由業専門職財務参加会社（*sociétés de participations financières de professions libérales* : SPFPL）が創設された。いわゆる《holdings》である。同一の専門職の会社集団を形成するために用いられるほか、2011 年には、異なる専門職の会社を傘下に置く異業種 SPFPL も新設された（課題 3）。

これらの法的形態は互いを排除するものではないので、専門家はそのニーズに応じて任意に法的形態を選択することができる。組織選択の理由としては、組織の法的性質（法人格を有するか）、社員資格（非専門家にも社員資格が認められるか）、資本（最低資本金額が法定されているか）、出資（労務出資が認められるか）、社員の責任（社員の有限責任が認められるか 課題 2）、運営組織（どのような機関が置かれるか、議決権の配分はどのようになるか、機関において専門家が占める割合はどの程度か）、利益分配（利益分配が目的とされているか、利益の分配はどのようになされるか）、税制（利益について法人税課税されるか、構成員の所得税として課税されるか）等が挙げられる。

(b) 各専門職に認められる法的形態

代表的な専門職として、法律専門職のうち弁護士・公証人、保健専門職のうち医師・看護師、技術専門職のうち会計監査役・専門会計士・建築士等が挙げられる。これらの専門職にはそれぞれ、SCP・SEL・SPPL に関するデクレが公表されている。専門職に固有の法的形態として、弁護士には弁護士提携体、医師には医師協同組合がある。会計監査役・専門会計士・建築士については、普通法上の商事会社での共同実施が認められている。

法律専門職では、個人開業の専門家も多いが、グループ化の手段としては SCP がよく用いられている（ただし弁護士については近年、SEL〔特に SELARL〕の数が SCP の数を上回っ

ている)。医療専門職では病院勤務もよく見られるが、自由開業の場合、医療機器等の購入のため外部からの資金調達が可能でSELが好まれている。技術専門職では、普通法上の商事会社での共同実施を選択する専門家が非常に多い。普通法上の商事会社に特例が置かれているが、SELより規律が柔軟である。

2014年に国会提出された法律案では、SELの社員資格を緩和すること、法律専門職について普通法上の商事会社を許容すること、法律専門家と会計専門家との共同実施会社の設立を許容することなどが提案されている。個人事務所や小規模組織において専門職に従事することを好む専門家も依然として多いが、投資に適し安定的な財政基盤を有する組織や異業種連携を実現する組織へのニーズも他方で存在するのである。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

総論

(a) 総合的視点

以上のようにフランスでは、自由業専門職を統一的に把握し、その実施形態についてもSCP、SEL、SPPLおよびSPFPLといった横断的な法規制を置いている。学術的研究においても、自由業専門職に関する研究の一環として専門家責任や専門職会社法制が位置づけられている。これに対して日本では、各専門家に固有の法人制度が「縦割り」で置かれるのみであり(監査法人、弁護士法人、医療法人など)、法人制度の研究も同様であった。フランスのこうした状況を日本に紹介することにより、専門職(プロフェッション)全体、あるいは少なくとも専門職の法人制度について、一つの立法分野、一つの研究分野として把握するという発想もあることを示すことができたであろう。

(b) フランス法研究における位置づけ

SCPおよびSELに関する先行文献はあるが、それぞれ2000年前後に公表されたものである。一本目の論文はSCPに関するものであるが、2011年改正を踏まえて現行のSCP制度を紹介した点、会社・民事会社の普通法との相違を意識してSCP制度を整理した点等に意義がある。また、二本目の論文において、専門職会社法制の歴史的変遷・その結果としての多様化、SEL法の近年の改正、SPFPL制度の創設、異業種連携の可否、各専門職に認められる会社形態の利用状況と専門職間の比較等について論じたが、これらの点は新たな研究成果を提示するものである。

日仏の専門職法人法制の比較

(a) 横断的制度の是非

日本では、専門職ごとに法人制度が定められている。弁護士法人をはじめ法律系の専門職法人、そして監査法人には制度の類似が認められるが、医療法人は別の制度である。そして建築士のための法人制度は置かれていない。所管官庁が異なること、専門職ごとに

特色があることはもちろんであるが、フランスと比較してみれば、これらの専門職が統一的に把握されていないことにその大きな理由があるように思われる。一つの立法のあり方として、横断的な法人制度を定めておいて、各業法に適用除外規定を置くことを認めるか省令に委任することも考えられる。法人制度の対象となる専門職が増えた場合、法人制度の選択肢が増えた場合など、こうした立法形式をとることも一つの選択肢といえる。

(b) 会社形態の是非

日本では、利益追求と自由業の実施とは両立しないとして、「会社」によるのではなく特別法上の法人として、専門職のための法人制度が置かれた。もっとも、法人形態をとらない共同事務所は民法上の組合と評価されることが多い。フランスでは組合と会社の区別がなく、利益分配目的・出資・協働の意思の三要件を満たすものは、全てソシエテ(sociétés)に該当する。民事会社にも商事会社にも法人格が認められる。以上のような連続性から、1966年法律が会社形態の共同実施組織を立法化することには、それほど躊躇はなかったように思われる。ソシエテである以上、利益分配を目的とするが、それが直ちに利益追求主義や商業化につながるものではない。

(c) 商事会社形態の是非

日本では特に、株式会社と専門職の実施は両立しないとの意見が強い(医療法人など)。一方フランスでは、有限会社・株式会社・略式株式会社形態のSELが置かれており、一定の専門職では普通法上の有限会社・株式会社・略式株式会社を用いることが認められている。資金調達・投資に適するこれらの会社形態を用いることにより、専門職会社の財政基盤を安定させ、国内・国外における競争力を確保することが意図されている。これらの会社では、商事会社形態をとるが民事目的であることが強調されている。

(d) 多様化の是非

日本では、医療法人の種類は多いが、監査法人、弁護士法人その他の法律専門職の法人にはそれほど選択肢はない。これに対してフランスの専門職会社法制は多様である。実務界の要望にこたえ制度を新設していった結果、選択肢が非常に増えてしまったといえる。フランスほど多様でなくともよいかもしれないが、日本においても専門家の利益になるのであれば、ある程度の組織選択の選択肢が提供されてもよいように思われる。組織形態の新設・改正にあたっては、フランスの各専門職における組織形態の利用状況も参考になるであろう。フランスでは、法人格の有無、非専門家からの出資の有無、運営組織の柔軟性、社員の責任といった会社法上の相違のほか、税制が組織選択に大きな影響を及ぼしている。

(3) 今後の展望

今後は、以下の点について研究を深めたいと考えている。

SEL

本研究期間では、SEL 制度の詳細な検討を行うことができなかった。現在国会で審議中の法律案も含め、今後、SEL、および一定の専門職に認められている商事会社に関する論文を執筆したいと考えている。

なぜ商事会社形態が認められるに至ったのか、本研究期間中も一応の理解につとめた。しかし、「民事」、「商事」、「営利性」(利益分配)といった基本概念のほか、自由業専門職の「商業化 (commercialisation)」といった言葉の意味について、より深く検討する必要があると感じている。また、資金調達・投資に適合的な組織形態であるので商事会社形態の専門職会社を認めたという説明がなされているが、専門職を実施するに際し、どの程度の資金調達の必要性があるのかについても明らかにしたい。

SPFPL

本研究期間では SPFPL について検討することができなかったが、日本では現在、同様の制度が存在しないので、SPFPL に関しても論文を執筆したいと考えている。SPFPL の利用方法としては、同一の専門職の会社集団の形成、異業種連携の実現等が挙げられる。前者については、会社集団化のニーズがどこにあるのか確認したい。

異業種連携に関しては、ワンストップ・サービスの実現ということもあるが、フランスではさらに、歴史的に細分化してしまった専門職の統合に代わる措置として捉えられている面もある。異業種連携実現のために、どのような制度がどのような経緯で置かれてきたかを確認する必要がある。

5. 主な発表論文等

[図書](計1件)

内田千秋「フランスにおける専門職民事会社法の改正の意義」正井章祐先生古稀記念論文集『企業法における古典的課題と現代的課題(仮題)』(成文堂、2015年7月刊行予定) 頁数未定

6. 研究組織

(1)研究代表者

内田 千秋 (Uchida CHIAKI)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：40386529